

大分県建設工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号。（以下「契約事務規則」という。））及び大分県事務決裁規程（昭和43年大分県訓令甲第11号。以下「決裁規程」という。）、大分県建設工事検査規程（平成16年大分県訓令甲第24号。以下「検査規程」という。）に基づき、土木建築部及び農林水産部が施工する建設工事（土木工事、農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事、電気・機械・電気通信等の設備工事及び建築工事等）の検査の実施について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 検査員

発注者（契約事務規則第15条第1項の規定による検査の依頼をする場合においては、土木建築部工事検査室長）から検査を命ぜられた者をいう。

(2) 監督員

大分県公共工事請負契約約款（平成23年大分県告示第316号。以下「約款」という。）第9条に規定する者をいう。

(3) 受注者

県と工事の請負に関し契約を締結した者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、検査規程第2条に定める検査とする。

2 完成検査は、約款第31条に規定する工事の完成の確認をするための検査をいい、出来形確認又は中間検査で既に検査した部分を含め、すべての出来形について行うものとする。

3 出来形確認は、次のものをいう。

- (1) 約款第38条及び第42条、第55条に規定する出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料、約款第39条に規定する指定部分の確認をするための検査
- (2) 約款第40条で定められた債務負担行為に係る契約における各会計年度の支払限

度額に対応する出来高予定額を確認するための検査

4 中間検査は、次のものをいう。

- (1) 約款第33条の規定に基づき工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査
- (2) 橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査

(工事検査室長が発注者より依頼を受け行う検査)

第4条 工事検査室長は、決裁規程に基づく発注者からの依頼を受け、次項及び第3項に定める工事について前条の検査を行う検査員を任命し、検査するものとする。

2 土木建築部の工事

- (1) 本庁が執行する一件の設計工事費（以下、設計金額という）が1千万円以上の工事
- (2) 地方機関が執行する一件の設計金額が8千万円以上の工事
- (3) 本庁及び地方機関が執行する一件の設計金額が1千万円以上の設備工事（電気・機械・電気通信工事）
- (4) (1) から(3)に掲げるもののほか、新工法、特殊工法、その他の理由により、発注者から検査を依頼された工事

3 農林水産部の工事

- (1) 本庁が執行する一件の設計金額が1千万円以上の工事
- (2) 地方機関が執行する一件の設計金額が5千万円以上の工事
- (3) 本庁及び地方機関が執行する一件の設計金額が1千万円以上の設備工事（電気・機械・電気通信工事）
- (4) (1) から(3)に掲げるもののほか、新工法、特殊工法、その他の理由により、発注者から検査を依頼された工事

(本庁各課室（工事検査室を除く）の長が行う検査)

第5条 発注者は、次の各号に定める工事について第3条の検査を行うものとする。

(1) 土木建築部の工事

本庁各課室（工事検査室を除く）が執行する一件の設計金額の1千万円未満の工事（設備工事（電気・機械・電気通信工事）を含む）

(2) 農林水産部の工事

本庁各課室が執行する一件の設計金額の1千万円未満の工事（設備工事（電気・機械・電気通信工事）を含む）

2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他の理由により、発注者が行うこ

とができないと判断される工事の検査は、工事検査室長に依頼し検査することができる。

(地方機関の長が行う検査)

第6条 発注者は決裁規程に基づき、次の各号に定める工事について第3条の検査を行うものとする。

(1) 土木建築部の工事

地方機関が執行する一件の設計金額が8千万円未満の工事及び1千万円未満の設備工事(電気・機械・電気通信工事)

(2) 農林水産部の工事

地方機関が執行する一件の設計金額が5千万円未満の工事及び1千万円未満の設備工事(電気・機械・電気通信工事)

2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他の理由により、発注者が行うとができないと判断される工事の検査は、工事検査室長に依頼し検査することができる。なお、設備工事(電気・機械・電気通信工事)の検査において、特に専門的知識を有する必要があると判断される工事は、工事検査室長に依頼し検査するものとする。

(部外との協定に基づく検査)

第7条 土木建築部及び農林水産部以外の部局との協定に基づく検査については、この要綱に準じて検査を行うものとする。

(検査の基準)

第8条 検査員が行う工事の検査基準は、別に定める。

(検査員の任命又は依頼)

第9条 発注者は、検査を必要とする場合、検査員の任命又は検査要求書(第1号様式)により工事検査室長に依頼をするものとする。

2 工事検査室長による検査員の任命

工事検査室長は、発注者から第1項の規定による依頼があった場合、命令書(第2号様式)により検査員の任命を行うものとする。

3 2人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査員の検査の対象を工事の施工区間、工事の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。

(検査の指示)

第10条 検査員は、適正な検査を行うため必要な事項について、受注者に対して指示を

することができる。

(検査結果の処理)

第11条 検査規程第7条の規定による検査結果の処理は、次のように行うものとする。

(1) 発注者が検査員を任命した場合

契約事務規則第16条の規定による検査調書(第3号様式(その1))(第16条関係)を発注者に交付するとともに、必要に応じ、出来形確認調書(第5号様式)を併せて交付するものとする。

(2) 工事検査室長が検査員を任命した場合

前項の規定による検査調書等の交付は、工事検査室長を経由して行うものとする。

(検査の復命)

第12条 検査規程第9条の規定による復命は、次のように行うものとする。

(1) 発注者が検査員を任命した場合

前条第1項の規定により検査調書等を交付することで復命するものとする。

(2) 工事検査室長が検査員を任命した場合

前条第2項の処理を行うため、工事検査室長への決裁を求めることにより復命するものとする。

(修補方法等の検討)

第13条 発注者が、受注者に修補その他適当な処理を行わせる場合は、必要に応じ、建設工事検査委員会審議依頼書(第6号等式)により、検査規程第10条第1項で規定された建設工事検査委員会に諮り、建設工事検査委員会審議結果通知書(第7号等式)により示された審議結果を踏まえてその方法等を決定するものとする。

(帳簿の保管)

第14条 工事検査室長、発注者は、工事検査台帳(第4号様式)その他必要な帳簿を保管するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。(平成16年4月1日建政第2号)

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に提出されている報告その他の手続は、この要綱によってなされた報告その他の手続とみなす。
- 3 大分県土木建築部工事検査要綱(平成13年4月2日伺い定め)は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月30日工検第438号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。(平成19年4月26日工検第68号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月30日工検第795号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月21日から施行する。(平成23年10月21日工検第55号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。(平成24年6月29日工検第418号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。(平成27年9月18日工検第411号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月21日工検第925号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月24日工検第787号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月16日から施行する。(令和5年6月16日工検第64号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月29日工検第990号)

(経過措置)

- 2 この要綱で定められた様式について、公共事業総合支援システム及び農業農村整備事業管理システム、林業水産土木事業総合システムの整備までの間、従前の様式等を使用することとする。

完成（出来形・中間）検査要求書

工 事 名			
工 事 場 所			
完 成 予 定 日	年 月 日		
受 注 者			
設 計 概 要	工 種 名	数 量	単 位

上記の工事の検査を要求します。

年 月 日

(発注者)

土木建築部 工事検査室長 殿

検査希望日	年 月 日
監督員 職 氏 名	

命 令 書

工 事 名	
工 事 場 所	
完 成 予 定 日	
受 注 者	

上記の 完成（出来形・中間）検査 を

に命ずる。

年 月 日

土木建築部 工事検査室長

工事検査台帳（完成・出来形・中間）

工 事 名				検 査 回 数	
工 事 場 所					
担 当 事 業 課			担 当 事 務 所		
検 査 年 月 日	年 月 日		立 会 人	監 督 員	
検 査 員 職 氏 名				受 注 者	
設 計 工 事 費			受 注 者	商 号	
請 負 代 金 額				業 者 等 級	
監 督 員				代 表 者	
工 期	自	年 月 日	現 場 代 理 人		
	至	年 月 日			
評 定 点	点		完 成 日	年 月 日	
設 計 概 要			検 査 記 事		
工種名 数量 単位					

出来形確認調書

年 月 日

発注者 殿

別紙出来形計算書のとおり相違ないことを認めます。

検査員

確認年月日	年 月 日		
工 事 名			
工事場所			
受注者	商号又は名称		
	立会人氏名		
請負代金額		請負代金相当額	
出来形割合	%	同上九分金額	
前払金控除額算出基礎 (前払金額×出来形割合)	前払金控除額		
	部分払済額		
	今回請求可能額		

契約約款第38条（第42条・第52条・第39条・第40条(第42条を準用)）による計算
 ※別紙として請求可能額の計算書を添付すること。

○注意事項

- ・本様式は約款第38条（部分払）時の検査用として定めたものである。
- ・約款第39条（部分引渡し）、約款第42条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）等の検査の場合は適宜様式を変更すること。

建設工事検査委員会審議依頼書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自	年 月 日	完 成 年 月 日
	至	年 月 日	検 査 年 月 日
受 注 者			監 督 員 職 氏 名
設 計 工 事 費			検 査 員 職 氏 名
請 負 代 金 額			
検 査 結 果			
上記工事の検査結果、下記事項について建設工事検査委員会意見を求めたいので、大分県建設工事検査要綱第13条の規定に基づき審議を依頼します。			
付 議 事 項			

※用紙が不足する場合、別紙に記載すること

年 月 日
 建設工事検査委員会 会長 殿

発注者

建設工事検査委員会審議結果通知書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自	年 月 日	完 成 年 月 日
	至	年 月 日	検 査 年 月 日
受 注 者			監 督 員 職 氏 名
設 計 工 事 費			検 査 員 職 氏 名
請 負 代 金 額			
付 議 事 項			
年 月 日に依頼されたことに対し、建設工事検査委員会の審議結果を下記のとおり通知します。			
審 議 結 果			

年 月 日

発注者 殿

建設工事検査委員会会長